

仕様書（別紙 2）

第 1 章 基本方針

1. 導入目的

- ① 財務会計事務の標準化
- ② 運用改善による各種業務の省力化・効率化
- ③ 経営管理機能の充実

2. 整備条件

- ① システムの構築
構築コストを考慮し、システムは既存の動作・有効性が補償された汎用的なパッケージ製品を活用し、将来性を念頭に構築する。
- ② 電子保存 3 原則の確保
情報の電子化を図り電子保存の 3 原則（真正性・見読性・保存性）を満たす財務会計システムを構築する。
- ③ セキュリティの確保
機密情報の保護が徹底されたシステムを構築する。
- ④ システムの安全性
経済的な保守を念頭に障害時の影響を最小限に押さえたシステムを構築する。
- ⑤ 発生源入力原則
情報の正確性・信頼性を確保するため発生源入力を原則とし、未経験の職員にも容易に扱えるシステムとする。
- ⑥ 標準化の推進
業務の標準化を推進するとともに地方公営企業法の会計規則や病院会計準則に基づきシステムの発展・改良が容易なシステムとする。

第2章 基本要件

1. システム全般

- ① 財務会計システムを中核に置き、院内の各種システムから派生するデータを有機的に活用し、柔軟かつ整合性のあるシステム構築が可能であること。
- ② 障害発生時においても、業務に支障を及ぼす影響は最小限で、保守管理操作が容易なシステムであること。
- ③ これまでコンピュータ利用の経験が無かった職員にも容易なシステムであること。
- ④ 各端末より発生源入力されたデータをサーバーで管理すると同時に、必要な端末およびシステムで即時対応が可能なシステムであること。
- ⑤ システムは既存の動作・有効性が確認された汎用的なパッケージ製品を活用すること。
- ⑥ 将来におけるシステム化対象業務の増加、規則の改正などに伴うシステムの追加・更新およびハードウェアの更新が容易に行えるシステムであること。
- ⑦ 同じ LAN 上で病院側が独自にグループウェアや RDBMS を運用できること。
- ⑧ 端末への増す他党の設定は一元管理が出来ること。またマスタ編集者の権限が設定できること。
- ⑨ 本システムに蓄積されたデータは自由に抽出・加工できること。
- ⑩ 日常業務におけるレスポンスタイムはピーク時においても、ユーザーがストレスを感じない程度であること。
- ⑪ 提案する機器およびソフトウェアは、実際に納入する時点でそれぞれに対応する最新機種および最新バージョンとすること。
- ⑫ 本システムの稼動前の準備期間中に十分な訓練ができ、稼動開始時から円滑な実運用へ移行できるようにデータの事前蓄積に最大限の便宜をはかること。

2. ソフトウェア案件

- ① 各種 OS は病院の業務を処理する性能を十分に有していること。
- ② OS やデータベースソフト等は、オープン化・標準化に十分耐えうるスタンダードなものを採用すること。また、構築途中で陳腐化することが無いよう実績があり、かつ将来においてもその発展が見込まれるものであること。
- ③ 画面展開が柔軟であり、かつ容易であること。
- ④ ヘルプ画面、定型コメント選択等の入力支援機能が充実していること。
- ⑤ 動作環境はシンプルな画面構成で全体の把握が容易なこと。特にウインドウの階層を深くしないこと。
- ⑥ 各種データ等は病院が指定した端末の汎用アプリケーションソフトへのエクスポートやハードディスクへのダウンロードができるようにすること。
- ⑦ ユーザーが間違った操作をした場合や、違う画面を展開してしまった場合等に、容易にキャンセルし元の画面へ戻すことが出来る機能を持つこと。

- ⑧ バグおよび明らかな不具合は速やかに無償で修正すること。
- ⑨ アプリケーションは、インストールし環境設定を終了させた状態で提供すること。

3. 構築体制

- ① 請負者は、当病院と同等規模以上の病院における財務会計システムの構築を十分に経験した専門チームを請負者の負担において配置し、病院との打合せの上構築作業を行うこと。
- ② 財務会計システムの構築実績（5年以内実績分）を提示すること。
- ③ 請負者は打合せ等には必要に応じて病院職員を参加させ、その意見を参考とし、利用者の使いやすい利用方法にすること。

4. 運用支援体制

- ① 各部門システム担当者に対して、システムの説明および操作教育を請負者の負担にて実施すること。
- ② システム構築中はもちろんのことシステム稼動後においても病院職員が業務に習熟するまでの間は必要に応じてシステムの運用を支援すること。
- ③ システム稼動後法令改正等があった場合は、別途契約（保守）により、病院業務に支障をきたすことの無いよう迅速に対応すること。

5. 操作教育研修

- ① 病院職員に対して、システムを稼動させるために必要な教育および端末等の操作訓練を請負者の負担にて行うこと。
- ② システムの導入に際し、プロジェクトチームより病院職員に対してシステムの運用、端末の操作教育を実施し実際の運用・操作に支障がないようにすること。
- ③ 病院の職場は職員の異動が多い職場であり、これらの者についても十分な操作訓練等の研修体制が整えられること。また、稼動後においても、業務内容・操作方法等に関する窓口を設置するとともに、操作教育を支援すること。

6. 保守体制

- ① 病院業務が常に安定して稼動し、業務に支障を来たすことの無いよう定期的にシステムを保守すること。
- ② 病院のシステムおよび運用形態、さらに業務知識に精通したSEに常時連絡が取れる体制を整えること。

- ③ システム管理のサポートは訪問によるサポートを基本とするが当病院と電話回線等を用いての遠隔支援（リモートメンテナンス）が可能であること。
- ④ ソフトウェアはバージョンアップやリビジョンアップが可能であること。

第3章 財務会計システム要件

1. システム全般に関する事項

- ① 伝票方式を採用していること。
- ② 伝票サイズや伝票レイアウトは病院指定の様式にすること。
- ③ 監査資料や決算資料など病院指定の帳票類を作成可能にすること。
- ④ 全伝票・全データに関して表計算ソフトに落とし込むことを可能にすること。
- ⑤ 操作は簡単かつわかりやすいこと。
- ⑥ 地方公営企業法規則（以下『規則』という）および病院会計準則に準拠したシステム構築であること。
- ⑦ 両者協議の上、システムカスタマイズが可能であること。
- ⑧ 全データを7年間以上蓄積することが可能であること。
- ⑨ 将来的に他業務システムとのデータ連携が可能であること。また、構築実績があること。
- ⑩ 本則課税・簡易課税の消費税運用方式が変更になっても対応できること。
- ⑪ 期中税込・税抜双方の経理基準に対応していること。
- ⑫ 複数の会計単位（病院・分院ごと）での業務が可能であること。
- ⑬ 執行課管理が可能であること。
- ⑭ 消費税法の改正に速やかに対応可能であること。
- ⑮ 元号等の変更に速やかに対応可能であること。
- ⑯ 平成16年8月発令の『病院会計準則の改正』に対応していること。
- ⑰ 平成26年度発令の『地方公営企業会計基準の見直し』に対応していること。

2. データセキュリティに関する事項

- ① システムへのアクセスは、パスワードにより厳重に管理されていること。
- ② ユーザーごとの規制や処理権限の設定が可能であること。

3. 基本データに関する事項

- ① 科目データ
 - ・ 款・項・目・節・細節・細々節の6階層管理が可能であること。
 - ・ 年度ごとに科目体系を変更することが可能であること。
 - ・ 収益費用科目に対して対応する未収未払科目の設定が可能であること。
 - ・ 現金・預金の管理が口座番号ごとでも管理できること。
- ② 科目残高（試算表）データ
 - ・ 予算額、実績額、未収未払残高の集計が可能であること。
 - ・ 税区分ごとの集計が可能であること。
 - ・ 業者ごとの集計が可能であること。
- ③ 業者データ

- ・住所、口座情報の登録が可能であること。
- ・職員の登録が可能であること。
- ・債権業者、債務業者の分類が可能であること。
- ・5,000件以上の登録が可能であること。

4. 導入時の設定に関する事項

- ① 病院が提示した資料をもとに基本データを登録した上で納品すること。
 - ・消費税課税方式等運用条件の設定
 - ・科目データ（税区分など必要な項目全て）
 - ・予算額
 - ・過去5年分の科目残高（試算表）データ
 - ・業者データ

5. 予算編成に関する事項

- ① 当初予算・補正予算・繰越予算の編成が可能であること。
- ② 病院指定の予算書レイアウトで作成することが可能であること。
- ③ 予算編成結果を表計算データから取込むことが可能である。
- ④ 補正・流用・充用の入力が1画面で容易にできること。
- ⑤ 次年度予算要求のためのシミュレーションが可能であること。

6. 伝票に関する事項

- ① 伝票起票時に予算現在額・執行累計額・予算残額が表示されること。
- ② 伝票入力後、更新処理無しにリアルタイムで各種帳票に反映されること。
- ③ 年度またぎの時期には現・新年度両方の年度の入力が可能であること。
- ④ 課税区分が明確であること。
- ⑤ 消費税計算は総体金額の入力を行えば、自動的に消費税額と税抜金額を計算すること。また、自動計算後も手入力により修正可能であること。
- ⑥ 入力した伝票の未発行分の一括発行が可能であること。
- ⑦ 一括発行時に印刷順序（日付順・業者順）の指定が可能であること。
- ⑧ 任意に指定しての伝票再発行が可能であること。
- ⑨ 管理職員が設定することにより、一般職員が設定日以前の入力を行うことを制限可能にすること。
- ⑩ 病院の希望するレイアウトに変更可能であること。
- ⑪ 起票時に予算残額をチェックして過剰執行を防止する機能があること。
- ⑫ 日付範囲指定での伝票検索が可能であること。
- ⑬ 摘要文の部分一致による伝票検索が可能であること。
- ⑭ 科目指定による伝票検索が可能であること。

- ⑮ 金額指定による伝票検索が可能であること。
- ⑯ 起票者・検収者等の登録が可能であること。
- ⑰ 決裁欄・企業出納員等変更の頻度が高い項目は病院職員が容易に変更可能であること。
- ⑱ 決裁欄に職階別の専決設定が可能であること。
- ⑲ 役場提出用に科目の自動変換が可能であること。
- ⑳ 摘要のコメントを定型登録することを可能にすること。また、摘要ごとの集計を可能にすること。

7. 収入入力に関する事項

- ① 現金収入、未収金回収（現年度）、未収金回収（過年度）、未収調定、還付、調定減額が入力出来ること。
- ② 1画面内で複数の科目入力が可能であること。
- ③ 既存の手書き調定書のように画面上に雛型があり、該当箇所選択式入力を可能にすること。
- ④ 入力中に合計額が画面上で確認できること。
- ⑤ 債権者管理が可能であること。
- ⑥ 患者ごとの個人未収金管理が可能であること。
- ⑦ 医事システムから表計算データを使っての一括取り込みが可能であること。
- ⑧ 1日の現金預金残高を含めた収入日報作成が可能であること。
- ⑨ 現金・預金口座ごとの収入・調定入力が可能であること。

8. 支出入力に関する事項

- ① 支出負担行為伺の起票が可能であること。
- ② 支出負担行為伺の起票による分割納付一覧表の作成が可能であること。
- ③ 分割納付一覧表の自動作成機能が可能であること。
- ④ 旅費伝票・出張命令書が作成可能であること。
- ⑤ 概算・精算処理が可能であること。
- ⑥ 前渡資金管理が可能であること。前渡資金精算書が作成可能であること。
- ⑦ 業者ごとに使用される科目パターンの登録が可能であること。
- ⑧ 業者ごとに支払方法（現金払い・口座振込）の設定が可能であること。
- ⑨ 業者ごとに支払予定（当月払い・翌月払い）の設定が可能であること。
- ⑩ 翌月以降払いのときに費用科目を選択すると自動的に対応する未払科目が表示されること。
- ⑪ 選択業者の過去の起票履歴を参照・流用できること。
- ⑫ 1画面内で複数科目の複合仕訳が登録可能であること。
- ⑬ 複数科目の仕訳をパターン登録できること。
- ⑭ 起票日・執行日・命令日・請求日・支払予定日の指定が可能であること。

- ⑮ 貯蔵品購入の時、支出伝票入力で未払計上の振替と翌月払の支払伝票を同時に作成できること。
- ⑯ 月初払日・月末払日の自動表示が可能であること。
- ⑰ 1回の起票で同一科目であれば複数明細入力することが可能であること。
- ⑱ 摘要ごとに課税・非課税の設定が可能であること。
- ⑲ 支払予定日が翌年度の場合、支払伝票が自動的に過年度未払の科目に変換されること。

9. 支払処理に関する事項

- ① 支払予定日ごとに集計が可能であること。
- ② 業者別支払予定表が作成可能であること。
- ③ 科目別支払予定表が作成可能であること。
- ④ 支払方法別支払予定表が作成可能であること。
- ⑤ 支払予定日ごとに銀行振込依頼書が作成可能であること。
- ⑥ 銀行振込のFDによる受渡し対応していること。
- ⑦ 銀行振込のファームバンキングに対応していること
- ⑧ 業者ごとに振込通知書の作成が可能であること。
- ⑨ 役場が一括して支払う場合に、役場提出用のデータ加工が可能であること。
- ⑩ 銀行振込依頼書を金融機関別に作表可能であること。
- ⑪ 支払確認後に消込処理を実施することにより、自動的に支払伝票が起票されること。

10. 月次帳票類に関する事項

- (1) 全て表計算データにエクスポート可能であること。
- (2) 独自の様式に変更可能であること。
- (3) 以下の帳票を作成可能とすること。
 - ① 合計残高試算表
 - 目単位、節単位、細節単位の作表が可能であること。
 - 様式を規則別表第19号によること。
 - 表示順・表示位置を任意に設定変更できること。
 - 前月残高の表示有無を切り替えできること。
 - 当月残高の内訳を“現預金分”と“振替分”とを切り替えできること。
 - 決算修正前・後の残高を切り替えできること。
 - ② 資金予算表
 - 様式は規則別表第20号によること。
 - 消費税込の金額であること。
 - 資金項目の内訳表を作表可能であること。

- 資金項目は任意に設定可能であること。
- ③ 総勘定元帳
 - 日付順に整理されていること。
 - 節単位、細節単位の作表が可能であること。
 - 複数月一括しての印刷が可能であること。
 - 未収金・未払金を集約しての作表が可能であること。
 - 複数科目印刷する場合、目次印刷が可能であること。
 - ④ 予算執行現計表
 - 目単位、節単位、細節単位の作表が可能であること。
 - 円単位、千円単位での作表が可能であること。
 - 負担行為の有無で印刷レイアウトを切り替え可能であること。
 - 予算執行率が表示されること。
 - 前年同月との比較が表示されること。
 - 表示順・表示位置を任意に設定変更できること。
 - ⑤ 予算執行状況一覧表
 - 日付順に整理されていること。
 - 節単位、細節単位の作表が可能であること。
 - 複数月一括しての印刷が可能であること。
 - 未収金・未払金を集約しての作表が可能であること。
 - 複数科目印刷する場合、目次印刷が可能であること。
 - ⑥ 業者発生残高一覧表
 - ⑦ 業者取引明細一覧表
 - ⑧ 預り金残高一覧表
 - ⑨ 予算補正流充用一覧表
 - ⑩ 調定収入支出表
 - ⑪ 比較損益計算書
 - ⑫ 月別予算執行状況一覧表
 - ⑬ 予算差引簿
 - ⑭ 未払金リスト
 - ⑮ 現金預金出納簿

11. 決算処理に関する事項

- ① 期中税込経理の場合、予算科目の税抜振替する伝票を一括自動作成することが可能であること。
- ② 翌年度への繰越処理が職員でも容易に行えること。
- ③ 翌年度への繰越処理が実行されたとき、期首残高が自動作成されること。
- ④ 翌年度への繰越処理が実行されたとき、未収金・未払金は自動的に過年度科目に振替されること。
- ⑤ 翌年度への繰越処理が実行されたとき、業者残高も繰越されること。

- ⑥ 精算表
 - 処理の経緯がわかりやすくなっていること。
 - 例月入力分と決算修正分を区分して集計すること。
- ⑦ 損益計算書
 - 様式は報告式を用いており、規則別表第11号によること。
 - 自動的に集計されること。
 - 印刷項目、集計項目を職員が容易に変更可能であること。
- ⑧ 貸借対照表
 - 様式は報告式を用いており、規則別表第11号によること。
 - 自動的に集計されること。
 - 印刷項目、集計項目を職員が容易に変更可能であること。
- ⑨ 消費税計算書
 - 自動的に計算されること。特定収入区分・課税仕入区分にも自動的に集計されること。
 - 消費税集計表、消費税内訳表が出力可能であること。
 - 帳票の出力範囲は単月・累計・任意の期間の全てに対応していること。
 - 目単位、節単位、細節単位の作表が可能であること。
 - 本則課税方式および簡易課税法式のどちらにも対応可能であること。
 - 消費税納付額の計算シミュレーションが可能であること。
 - 消費税法改定に速やかに対応可能であること。
 - 課税区分状況が一覧表示可能であること。
- ⑩ 収益費用明細書
 - 様式は規則別表第16号によること。
 - 目単位、節単位、細節単位の作表が可能であること。
 - 税抜額・税込額を切り替えての出力が可能であること。
- ⑪ 資本的収支明細書
 - 目単位、節単位、細節単位の作表が可能であること。
 - 税抜額・税込額を切り替えての出力が可能であること。
- ⑫ 予算執行計画整理簿（予算差引簿）
 - 予算執行計画整理簿が収入の部と支出の部に分かれて作成可能なこと。
 - 予算執行状況が時系列に細かく把握可能なこと。
- ⑬ 財務分析表
 - 5年間推移比較表が過去5年にわたる比較が可能であること。
 - 月別推移比較表が作成可能であること。
 - 費用別の推移比較が確認でき、行政コスト面からの指標が確認可能であること。

12. 見積書・提案書に関する事項

- ① 本提案書の案件を全て満たすシステムを提案すること。
- ② カスタマイズが必要な場合には見積書に対象費用を記載すること。
- ③ データ移行費用が必要な場合には対象費用を記載すること。
- ④ 原則として導入決定後に追加費用が発生しないように見積計上すること。